

## 債務整理(2) —自己破産と個人再生—

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu 弁護士

1958年東京都生まれ。東京弁護士会所属。1997年、弁護士登録。多重債務や子どもの貧困、学費と奨学金問題に取り組む。国民生活センター客員講師

今回は、個人の債務者について「自己破産」と「個人再生」を取り上げます。

### 自己破産

#### 1. 自己破産とは

破産とは、債務者が経済的に破綻し、個人の場合には「支払不能」(その資力をもって弁済期にあるすべての債務を一般的かつ継続的に弁済することができない状態)になった場合に、原則として債務者の生活に欠くことのできないものを除く財産を換価し、すべての債権者に対して法律の定めに従って弁済することを目的とする裁判上の手続です。このうち、債務者自身が申し立てる場合を「自己破産」といいます。

「破産手続開始決定」がなされ、「免責許可決定」が確定すると、一定の債務を除いて支払いを免れます。

#### 2. 誤解と偏見

自己破産にはさまざまな誤解や偏見があります。

「破産をすると給与等の収入は受け取れなくなるのではないか」「戸籍謄本や住民票に載せられ、子どもの就職や結婚に支障が出るのではないか」「破産したことが会社に分かり、解雇されるのではないか」「選挙権、被選挙権などの公民権が停止されてしまうのではないか」などの懸念は、いずれも誤解に基づくものです。制度を正しく理解する必要があります。

#### 3. 換価を要する財産と保有できる財産

破産手続において換価が必要な財産のことを「破産財団」といいます。これには、①破産手続開

始決定の時に有している財産と、②破産手続開始決定前に生じた原因に基づいて行うことができる将来の請求権があります。

これに対し、換価処分をせずに破産者が保有できる財産を「自由財産」といいます。法律上の自由財産は、①新得財産(破産手続開始決定後の原因に基づいて取得した財産)、②99万円までの現金、③差押禁止財産(債務者等の生活に欠くことのできない家財、年金受給権など)です。これ以外の財産は換価処分する建前ですが、裁判所は諸事情を考慮して、自由財産の範囲を拡張する決定(自由財産拡張の裁判)をすることができ、本来は換価の対象となる財産でも保有できる場合があります。各地の裁判所では、運用上、一定の種類と金額の財産を「換価を要しない」として、その場合は自由財産拡張の裁判があったとして扱う工夫もしているため、各地の運用を確認する必要があります。

破産手続は、法律の定める財産を確保して換価し、債権者に配当することをめざす手続です。そのため、例えば、破産者が支払不能になった後などに、その事情を知っている特定の債権者に対して弁済をすると、破産管財人はその効力を否認してこれを取り戻すことがあります。

#### 4. 同時廃止手続と管財手続

換価すべき財産がある場合、回収すべき債権がある場合などには破産手続開始決定と同時に破産管財人が選任されます。破産管財人は、破産財団に属する財産を換価し、法律の定めに従って債権者に配当します。換価すべき財産が確認できない場合でも、資産等の調査が必要な場合

や、免責不許可事由の存在が明らかで裁量免責についての破産管財人の意見が必要な場合、費用を捻出できる財産がある場合などには、破産管財人が選任されることがあります。

換価すべき財産がなく、そのほかにも管財人を選任する必要がない場合には、破産手続開始決定と同時に、破産手続は終了します。これを同時廃止手続といいます。

## 5. 免責不許可事由

破産法は、免責を不許可にできる場合を定めており、「免責不許可事由」といいます。これには、次のものがあります。

- ①債権者を害する目的で、財産を隠したり、壊したり、債権者に不利益に処分した場合
- ②浪費やギャンブル等の射倖行為<sup>しゃじやう</sup>によって、著しく財産を減少させ、または過大な債務を負担した場合
- ③クレジットカードで一定の商品を購入し、その商品をすぐに非常に安い価格で業者などに転売したり、質入れして現金を取得したような場合
- ④既に支払不能の状態であるにもかかわらず、そうでないかのように債権者を信用させて、さらに金銭を借り入れたような場合
- ⑤偽りの事実を記載した債権者名簿を裁判所に提出したり、裁判所が行う調査において、説明を拒み、または偽りの説明をしたような場合
- ⑥免責許可申立前7年以内に、免責許可決定を受けてそれが確定していた場合など
- ⑦破産法の定める破産者の義務に違反した場合  
免責不許可事由がない場合には、裁判官は免責許可決定をしなければなりません。

これに対して、免責不許可事由がある場合には、裁判官は免責不許可決定をすることができますが、さまざまな事情を考慮して、裁量で免責許可決定をすることもできます(裁量免責)。実際にも、免責不許可事由がある多くのケースで、手続に誠実に協力していること、既に堅実な経

済生活を営んでいることなどを考慮して、裁量による免責決定がなされています。ただし、嘘をつくと厳しい判断を受けるため、正直に申告し、手続を進めることが大切です。

## 6. 非免責債権

免責許可決定を受けても、免責の効果が及ばない債権のことを「非免責債権」といいます。これには次のものがあります。

- ①租税・罰金等
- ②破産者が悪意(単なる故意ではなく、積極的な害意)をもって加えた不法行為に基づく損害賠償請求権
- ③破産者が故意または重大な過失により加えた、人の生命・身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権
- ④破産者が養育者または扶養義務者として負担すべき費用に関する請求権

破産手続開始前に調停調書・公正証書・契約書などに基づいて発生している請求権で、その支払が滞っているものをいいます。

- ⑤一定の範囲の雇人の給料請求権
- ⑥破産者が知っていて債権者名簿に記載しなかった請求権  
ただし、債権者が破産手続の開始を知っていた場合を除きます。

## 7. 破産に伴う不利益

### (1) 公法上・私法上の資格の制限

破産手続開始決定がなされると、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、宅地建物取引業者、宅地建物取引士、生命保険募集員、損害保険代理人、警備業者、警備員など、法律上の地位・資格に基づいて他人の財産の管理に関わる一定の仕事をする資格が制限されます。これらの制限は、免責許可決定が確定するとなくなります(復権)。

### (2) 破産管財人が選任される場合

破産手続開始決定時に所有していた財産の管理処分権を失い、管理処分権を破産管財人が持

ちます。また、郵便物が破産管財人に配達され、破産管財人はこれを開封して確認することができます。宿泊を伴う旅行をし、または転居する場合は破産管財人の同意が必要になります。これらの不利益も、破産手続が終了することによって解消されます。

## 個人再生

### 1. 制度の概要

例えば、500万円の負債を抱えた多重債務者が、100万円を3年間で返済するという再生計画を立て、これが裁判所によって認可され、そのとおりに100万円を3年間で支払うと、残額の400万円の債務が免除される制度です。

負債総額(ただし、住宅ローン、担保付債権のうち回収見込額、罰金を除く)が5000万円以下の個人で、将来において一定の収入の見込みのある個人が利用できます。支払不能に陥っていても、支払不能のおそれがあれば利用できます。

再生計画が認可されるための最低必要支払額が細かく定められており、これを原則として3年間で、特別の事情があれば5年を超えない範囲で支払う必要があります。

個人再生には、「小規模個人再生」と「給与所得者等再生」の2つの手続があります。

### 2. 小規模個人再生

(1) 住宅ローンなどを除く無担保債務が5000万円以下の個人で、将来において反復または継続して収入を得る見込みのある個人が利用できます。会社員はもちろん、自営業者や農家でも利用可能です。

(2) 弁済額が「最低弁済額要件」と「清算価値保障原則」を満たす必要があります。

#### ①最低弁済額要件

弁済総額が、次の金額を下回らないことをいいます。

ア 手続の中で確定した住宅ローンなどを除く

無担保債権の額が3000万円以下の場合  
その5分の1と100万円のいずれか多い額  
(ただし、無担保債権の額が100万円より少ないときはその額、5分の1の額が300万円を超えるときは300万円)

イ 手続の中で確定した住宅ローンなどを除く  
無担保債権の額が3000万円を超え5000万円以下の場合

その10分の1の額

#### ②清算価値保障原則

弁済総額が破産手続の場合の配当額を下回らないことをいいます。

(3) 再生計画案は債権者の書面決議に付せられ、同意しない旨を書面で回答した債権者が債権者総数の半数に満たず、かつ、その債権額が債権総額の2分の1を超えないこと(債権者の消極的同意)が必要です。

### 3. 給与所得者等再生

(1) 住宅ローンなどを除く無担保債務が5000万円以下で、給与またはこれに類する定期的収入を得る見込みのある個人で、その変動の幅が小さいと認められる個人が利用できます。年間の収入の変動の幅が5分の1以内であれば、変動の幅は小さいと考えられ、サラリーマン、公務員、年金生活者などが対象となります。

(2) 「最低弁済額要件」「清算価値保障原則」に加えて「可処分所得要件」を満たす必要があります。これは、弁済総額が「1年間当たりの手取収入」から「最低限度の生活を維持するために必要な1年分の費用(最低生活費)」を控除した額の2倍以上であることをいいます。最低生活費が生活保護基準をベースとしているため、この要件を満たす支払いが困難なケースが多くなっています。

(3) 「小規模個人再生」で求められる債権者の消極的同意は不要です。

### 4. 非減免債権

次の債権は、減免の対象外となります。

- ①租税・罰金等
- ②債務者が悪意をもって加えた不法行為に基づく損害賠償請求権
- ③債務者が故意または重大な過失により加えた、人の生命・身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権
- ④債務者が養育者または扶養義務者として負担すべき費用に関する請求権

ここでは、再生手続開始前に調停調書・公正証書・契約書などに基づいて発生している請求権で、その支払が滞っているものをいいます。

## 5. 自己破産との相違点

- ①「住宅資金特別条項」を利用して、住宅を維持しながら債務整理ができる可能性があります。これは、住宅ローンを減免の対象としないで支払いを続ける再生計画案の認可決定を受けることにより、住宅を維持しながら他の債務の減免を得る方法です。ローンを支払中の住宅の維持を希望して利用を求める債務者も多いですが、細かい要件が定められているので注意が必要です。
- ②浪費・ギャンブルによる債務でも一部につい

て免除が得られます。

破産の免責不許可事由がある債務者でも、債務の一部について免除が受けられます。

ただし、給与所得者等再生の場合、破産における免責許可決定が確定した日、給与所得者等再生手続の再生計画認可決定が確定した日などから7年を経過していない場合には、申立が棄却されます。

- ③破産者のような公法上・私法上の資格の制限がありません。

## 6. 再生計画の履行が困難になった場合の対処

やむを得ない事由で再生計画を遂行することが著しく困難となった場合、最終弁済期を最長2年延長して毎回の分割支払額を少なくする「再生計画の変更」や、再生計画の遂行が極めて困難になった場合に、その段階で免責決定をして以後の支払いをする必要がないようにする「ハードシップ免責」という救済制度があり、それぞれ要件が定められていますが、事案によっては自己破産への方針変更が必要な場合があります。

## 新刊『多様化・重層化するキャッシュレス決済』のご案内



### 好評発売中

定価1,540円(税込)

#### ポイント1

執筆者はキャッシュレス決済の専門家である山本正行氏

日々進化するキャッシュレス決済のしくみやサービス、さらには消費生活相談において相談者から聴き取りする際の注意点などについても分かりやすく解説しています。

#### ポイント2

ウェブ版「国民生活」の人気連載を書籍化

消費生活相談業務に携わる方、消費生活相談員の資格取得を目指す方におすすめです。また、キャッシュレス決済を学ぶための入門書としても最適な内容となっています。

B5判/80ページ

フルカラーの誌面構成  
図表も多用しています

【編集・発行】

©2024 独立行政法人国民生活センター  
〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22  
TEL 03-3443-6215 (編集担当)



詳しい内容は



ご注文は

[https://www.kokusen.go.jp/book/data/cashless\\_guide.html](https://www.kokusen.go.jp/book/data/cashless_guide.html)

[https://www.kokusen.go.jp/book/data/mousikomi\\_cashless.html](https://www.kokusen.go.jp/book/data/mousikomi_cashless.html)

QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。